

その他のご留意事項

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響をあたえることはありません。
- この保険では、契約者貸付・保険料の自動振替貸付はお取扱いしておりません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかったり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター（告知照会窓口）までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター（告知照会窓口） ☎️0120-555-835
 受付時間 9：00 ～ 18：00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命のカスタマーセンターまでご連絡ください。

あんしん生命のお客さまへのサービス

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じてご提供します。詳細は、各サービスのチラシ等をご覧ください。
 この保険の被保険者さまが無料でご利用いただけます。


Medical Note for 東京海上グループ

専用ホームページ
<https://www.medicalnote-tm.jp/signup>

ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。専用ホームページの注意事項もご確認ください。

オンライン医療相談サービス	病気・症状辞典サービス	セカンドオピニオン予約サービス	医師・病院受診予約サービス
気になる症状や治療等について、Webで医療相談ができます。	病気や症状をWebで簡単に検索できます。	各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約ができます。	各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約ができます。

この保険のご契約者さま（法人除く）・被保険者さまおよびそのご家族が**無料**(*)でご利用いただけます。

メディカルアシスト（各種医療サービス）
 ☎️**0120-363-992**

緊急医療相談／一般の健康相談 24時間 365日対応 ・急に激しい頭痛。どうしたらいいの… ・もらった薬の副作用が知りたい。	医療機関案内 24時間 365日対応 旅行先で急病！最寄りの病院を知りたい!!	がん専用相談窓口 事前にご予約ください 抗がん剤治療を受ける予定。精神的にも体力的にも不安…	転院・患者移送手配 24時間 365日対応 出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい… (*)転院・移送の実費についてはお客さまのご負担となります。	予約制専門医相談 事前にご予約ください 持病の腰痛が気になる。良い治療法はないかな…
---	---	--	---	--

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス
 ☎️**0120-633-877**
 受付時間 平日9:30～17:30
 （土曜・日曜・祝日、8/12～8/16、12/29～1/5は休業となります。）
 (*)受診費用の実費については、お客さまのご負担となります。

がんお悩み訪問相談サービス
 ☎️**0120-363-992**
 予約受付 24時間 365日対応

介護アシスト 介護に関するご家族の負担を軽減するサービスです。

●電話介護相談	●各種サービス優待紹介(*) (*)サービスのご利用に係る費用はお客さまのご負担となります。	●インターネットによる介護情報サービス
☎️ 0120-428-834 受付時間 平日9:00～17:00（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）	https://www.kaigonw.ne.jp/	

デイリーサポート 趣味・レジャーから法律の相談など 毎日の暮らしにお役に立つ情報をお届けします。
 ☎️**0120-285-110**（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

●社会保険に関するご相談 社会保険 受付時間 平日10:00～18:00	●法律・税務に関するご相談 法律 受付時間 平日10:00～18:00 税務 受付時間 平日14:00～16:00	●暮らしの情報提供 暮らし 受付時間 平日10:00～16:00
---	--	---

「重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。

募集代理店



TOKIO MARINE
NICHIDO

引受保険会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター
 ＜商品についてのご案内＞
 ☎️**0120-300-352**
 ＜上記以外の生命保険全般に関わるご相談＞
 ☎️**0120-016-234**
 受付時間 平日 9:00～18:00
 土曜 9:00～17:00
 （日曜・祝日・年末年始を除きます。）



しんきんの医療保険

東京海上日動あんしん生命の



TOKIO MARINE
NICHIDO

2022年2月

医療総合保険
 （基本保障・無解約返戻金型）健康還付特則 付加 〔無配当〕



商品パンフレット

契約年齢

0歳～60歳

医療保険のお申込みは信用金庫へ

ご注意いただきたいこと

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

≧ 掛け捨ての医療保険はもったいないと思っている方、今は健康だから必要ないと思っている方にもおすすめ≦

動画はこちら！



所定の年齢までに

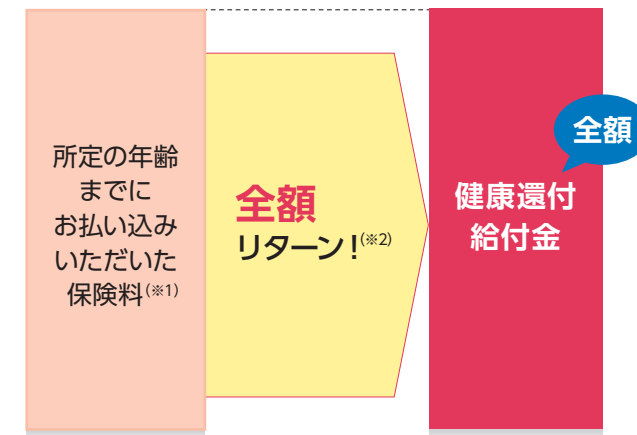
**払い込んだ保険料^(※1)の
使わなかった分をリターン^(※2)します！**

「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢によって下記のとおりとなります。

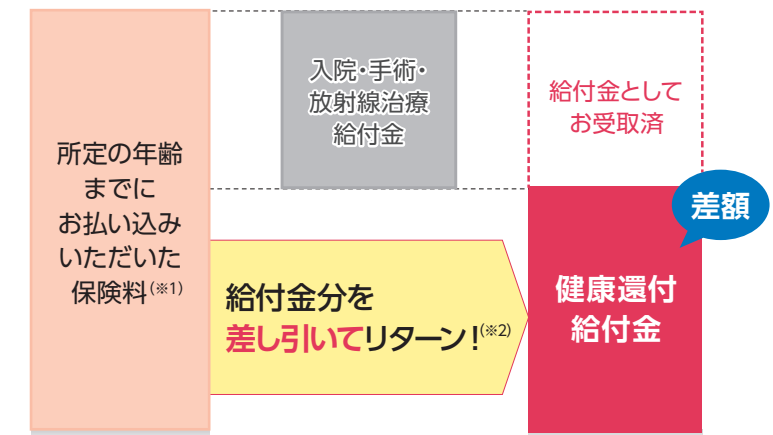
ご契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	60歳	70歳	75歳	80歳

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料^(※1)は、「健康還付給付金」もしくは、「入院給付金等」としてお受け取りいただくことができます。お受け取りいただいた入院給付金等の合計額がお払い込みいただいた保険料を超えた場合、健康還付給付金のお受取りはありません。

●入院給付金等のお受取りがない場合



●入院給付金等のお受取りがあった場合



「入院給付金等」とは、疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金のことをいいます。



**一生涯の医療保障を、
加入時のお手ごろな保険料で
リザーブ(予約)します！**

しかも、所定の年齢に到達し、
健康還付給付金(リターン)を受け取ったあとも、主契約の、

- 保険料は加入時のままで変わりません。**
- 保障は一生涯続きます。**

ご契約例

ご契約年齢：30歳(男性)／入院給付金日額：5,000円／手術給付金・放射線治療給付金：下図記載の通り
保険期間・保険料払込期間：終身(口座振替扱)／1入院60日型／健康還付給付金受取年齢：60歳
死亡保険金：お支払いしないタイプ
特定疾病保険料払込免除特則：付加なし
保険料払込みの免除事由^(※3)に該当していない場合
(2022年2月2日現在)

上記ご契約例の場合

月払保険料 3,265円		
入院給付金日額	5,000円	月払保険料 3,265円 加入時の保険料のまま継続
手術給付金	入院中の手術(骨髄等の採取術を含む)	50,000円
	上記以外(外来)の手術	25,000円
放射線治療給付金	1回につき	50,000円

▲30歳

▲60歳

▲一生涯

健康還付給付金のお受取り

入院する確率が高まる時期に、**加入時のお手ごろな保険料のまま、医療保障を継続**することができます。

【人口10万人に対する年齢別入院者数】



出典：厚生労働省「平成29年(2017) 患者調査の概況」

(※1) 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込その該当した日までの既払込保険料相当額とします。)

(※2) 被保険者が健康還付給付金支払日に生存しているとき。健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金をお受け取り

(※3) 詳細については、10ページの⑥**保険料払込みの免除**についてをご確認ください。

込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、

の契約応当日をいいます。ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。

メディカルKit Rの保障内容（主契約）

保障内容および **がん(悪性新生物)の不担保期間** の詳細については、9～10ページの「ご検討にあたりご注意ください」および「重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)」をご覧ください。

主契約		Aタイプ	Bタイプ													
基本保障	入院の保障 病気やケガで所定の入院をされたとき。 〔 疾病入院給付金 〕〔 災害入院給付金 〕	1日につき 5,000円 〈支払限度日数〉1回の入院につき60日／保険期間を通じて1,095日		1日につき 10,000円												
	手術・放射線治療の保障 公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療または骨髄等の採取術を受けられたとき。 〔 手術給付金 〕〔 放射線治療給付金 〕	1回につき 入院中の手術または骨髄等の採取術 5万円 上記以外(外来)の手術 2.5万円 放射線治療 5万円		1回につき 入院中の手術または骨髄等の採取術 10万円 上記以外(外来)の手術 5万円 放射線治療 10万円 〈回数無制限〉 *お支払い回数に制限のある手術や対象外の手術があります。 *放射線治療は60日間に1回を限度とします。 *骨髄等の採取術は、責任開始日から1年間を不担保期間とし、1回を限度とします。												
	死亡の保障 死亡されたとき ^(※1) 。 〔 死亡保険金 〕 (死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合 ^(※2))	50万円 健康還付特則の解約返戻金額を下回るときは、解約返戻金額と同額とします。		100万円												
	保険料払込みの免除^(※3)	以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①病気やケガにより、所定の高度障害状態になられたとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたとき														
	健康還付特則 被保険者が健康還付給付金支払日 ^(※4) に生存しているとき ^(※5) 。 〔 健康還付給付金 〕 (保険期間を通じて1回を限度)	所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料 ^(※6) から、それまでにお受け取りいただいた入院給付金等を差し引いた金額をお受け取りいただけます。 <table><tr><td>ご契約年齢</td><td>0～40歳</td><td>41～50歳</td><td>51～55歳</td><td>56～60歳</td></tr><tr><td>所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)</td><td>60歳</td><td>70歳</td><td>75歳</td><td>80歳</td></tr></table>						ご契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳	所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	60歳	70歳	75歳
ご契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳												
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	60歳	70歳	75歳	80歳												
特定疾病保険料払込免除特則 特定疾病で所定の状態に該当したとき。 (任意付加)		以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①初めて悪性新生物 ^(※) と診断確定されたとき ②心疾患または脳血管疾患 ^(※) により、所定の手術または継続20日以上入院治療を受けたとき *上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。 詳細については、10ページの⑥ 保険料払込みの免除 についてをご確認ください。														

- (※1) 健康還付給付金支払日前に死亡された場合、死亡保険金のみをお支払いし、健康還付給付金および健康還付特則の解約返戻金はお支払いしません。
(※2) 死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約の場合は、死亡保険金のお支払いはありません。
(※3) 所定の年齢(健康還付給付金のお受取り対象年齢)に到達する前に保険料払込免除事由に該当した場合は、その時点で健康還付給付金をお受け取りいただけます。
(※4) 被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。
(※5) 被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金をお受け取りいただけます。
(※6) 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

- 健康還付特則部分は、健康還付給付金支払日前に限り、解約返戻金があります。死亡保険金部分を含めた基本保障部分、特定疾病保険料払込免除特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
●法令により、お客さまの勤務先などによっては、ご加入いただけない場合や加入できる保険金額・給付金額等が制限される場合があります。

お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さまは、お取扱いできる給付金額に制限があり、Aタイプのみをご選択いただけます。

- | | | |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| ①事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま | ②事業性ローンをご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま | ③事業性ローンをご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|

- ①②について、お取引の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけない場合があります。また、当該信用金庫で既に他の医療保険等をご契約されているお客さまにつきましては、上記タイプにつきましてもご加入いただけない場合があります。詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

- 信用金庫でお取扱いするこの保険はA・Bタイプの給付金額のみとし、払込方法(経路)を月払・年払(口座振替)または保険料の前納、個人契約のみのお取扱いとしています。

もっと詳しく①

死亡の保障について

解約返戻金をなくすことにより、お手ごろな保険料で**死亡保障を終身にわたり確保**できます。

- この保険の死亡保険金は、保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより、一般的な死亡保険より割安な保険料で、終身の死亡保障をご提供するものです。
- 死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合、以下の通りとなります。
 - ・死亡保険金額は、入院給付金日額×死亡保険金の給付倍率(100倍)となります。
 - ・特定疾病保険料払込免除特則、特定悪性新生物保険金前払特約が必ず付加されます。

*この保険の死亡保険金部分と解約返戻金のある東京海上日動あんしん生命の死亡保険(終身保険)との比較は、「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご覧ください。

万が一の場合**葬儀費用**はどのくらいかかるの…?

通夜からの飲食接待費	30.6万円
葬儀一式費用	121.4万円
寺院への費用	47.3万円

死亡保険金を葬儀費用の一部に充てることも可能です。

[注] 葬儀一式費用：病院からの搬送、安置、飾り付け、会場祭壇設営、会葬御礼、霊柩車、ハイヤー、火葬費用、斎場使用料。
寺院への費用：お経料、戒名料、お布施。
出典：(一財)日本消費者協会「第11回葬儀についてのアンケート調査」(平成29年1月)

もっと詳しく②

保険料の払込み免除について(特定疾病保険料払込免除特則を付加した場合)

特定疾病になったときの**保険料の負担にそなえることができます!**

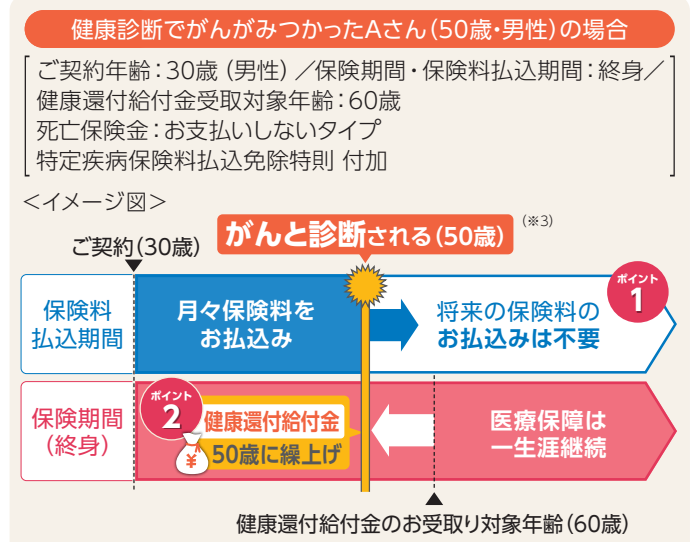
ポイント1

特定疾病(悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患)により下記の①または②に該当したとき、将来の**保険料のお払込みが不要**となります。しかも、**保障は一生涯**続きます。

①悪性新生物(がん)	初めて悪性新生物 ^(※1) と診断確定されたとき
②心疾患・脳血管疾患	心疾患 ^(※1) または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術 ^(※2) または継続20日以上入院治療を受けたとき

ポイント2

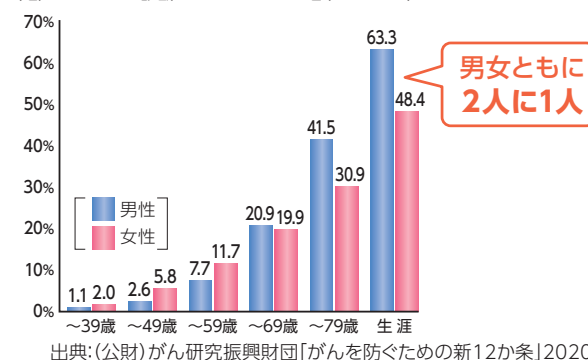
健康還付給付金お受取り対象年齢になる前に該当された場合、**該当された時点で、それまでに払い込んだ保険料の使わなかった分をリターン**^(※4)します。



年齢を重ねると、大きな病気にかかる心配があります

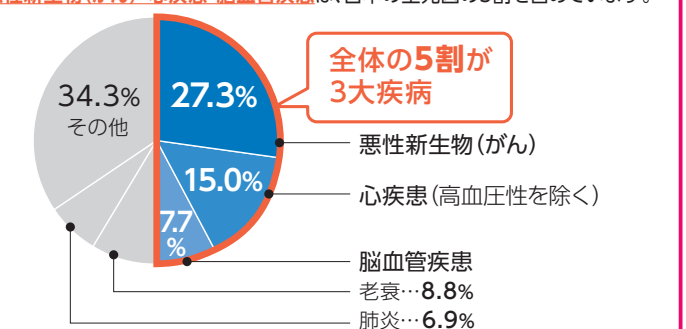
各年齢までの累積がん罹患リスク

(ある年齢までにがんと診断されるおおよその確率で2015年のデータをもとにしたものです)



主な死因とその割合

悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患は、日本の全死因の5割を占めています。



●**がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。**

- (※1) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。その他、対象となる疾病の詳細については、普通保険約款の別表をご確認ください。
(※2) 手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療(※5)に該当する手術を対象とします。
(※3) 50歳となる年単位の契約応当日の前日に初めて悪性新生物と診断確定された場合とします。
(※4) 該当された時点で、該当された日までにお払い込みいただいた保険料(※6)から、それまでにお受け取りいただいた入院給付金等を差し引いた金額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。健康還付給付金のお受取りは、保険期間を通じて1回を限度とします。
(※5) 公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。
(※6) 払込方法にかかわらず、月払・口座振替の保険料とします。(各種特約の保険料は含みません。また、特定疾病保険料払込免除特則を付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)

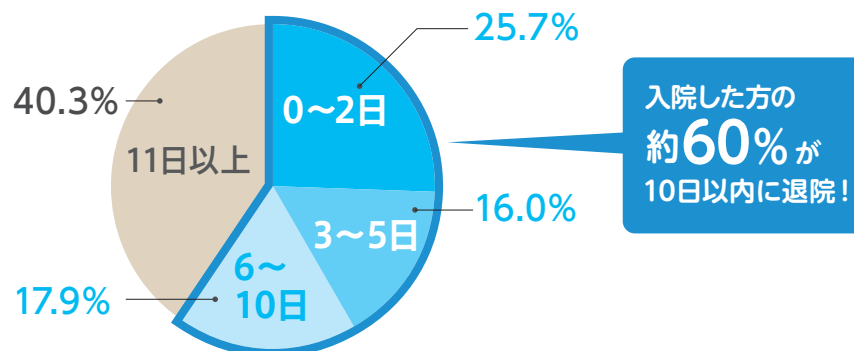
お客さまのニーズにあわせてさまざまな特約 をご用意しています。

入院前や退院後の
通院にもお金が
かかるのが心配…



■入院した方の約60%が10日以内に退院しています。

短期入院(10日以内)の割合

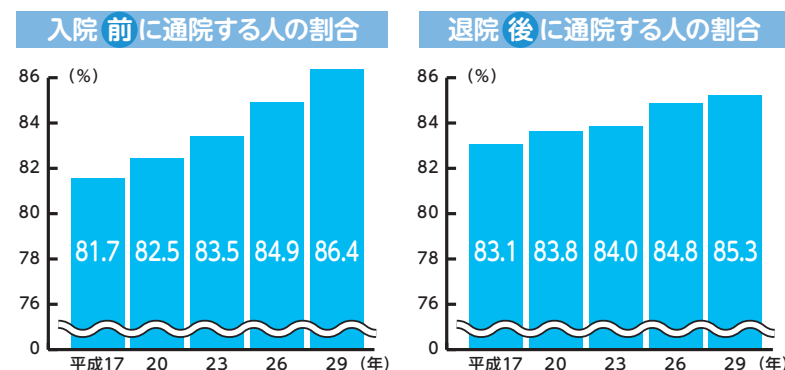


入院した方の
約60%が
10日以内に退院！

厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成
*単胎自然分娩/その他の妊娠、分娩及び産じょくを除く
[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。

■入院前後に通院する人の割合は8割を超えています。

入院前、退院後に通院する人の割合の推移



厚生労働省「平成17、20、23、26、29年患者調査」をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成
*通院には在宅医療(往診)を含む

入院前後の保障
を手厚くしたい
あなたには

通院特約

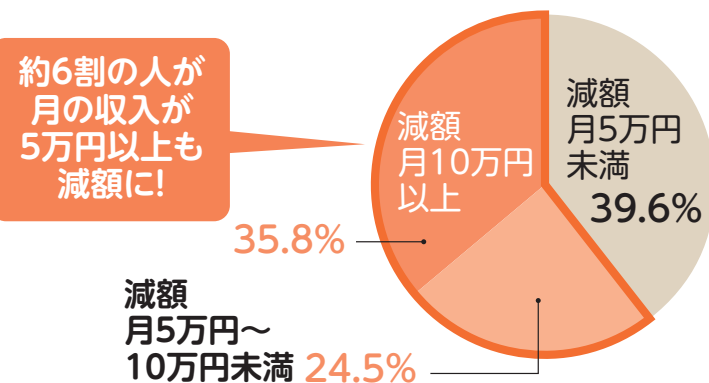
がおススメ!

働けなくなったときの
生活費などにも
そなえておきたいな



■働けなくなったら収入が減ってしまう…?

復職して、収入が元に戻らなかった人の減った収入額



約6割の人が
月の収入が
5万円以上も
減額に!

[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。
[就業不能に関する調査]東京海上日動あんしん生命調べ(2020年8月)

■仕事に復帰しても以前と同じように働ける…?

働けなくなったあと、復職しても…

働けなくなる前と比べて

同じようには働けない ▶ 51.6%

収入が元に戻らない ▶ 17.0%

[就業不能に関する調査]東京海上日動あんしん生命調べ(2020年8月)

働けなくなった
ときの保障を
手厚くしたい
あなたには

重度5疾病・障害・
重度介護保障特約

がおススメ!

女性特有の病気が
心配だわ



■女性特有の病気ってどんなもの?

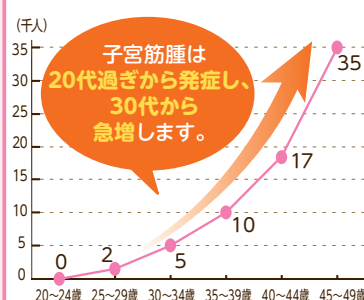
女性特有の病気	女性に多い病気	女性特有のがん
●乳房・子宮・卵巣の良性新生物 ●子宮頸(部)の上皮内がん ●子宮筋腫 ●卵巣のう腫 ●流産 ●妊娠・分娩の合併症 など	●バセドウ病 ●鉄欠乏性貧血等の貧血 ●下肢の静脈瘤 ●胆石症 ●胆のう炎 ●腎結石および尿管結石 など	●乳がん ●子宮がん ●卵巣がん など

女性疾病保障特約の対象となる特定疾病についての詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■子宮筋腫は20代過ぎからかかる可能性が!

子宮筋腫は子宮にできる良性の腫瘍です。

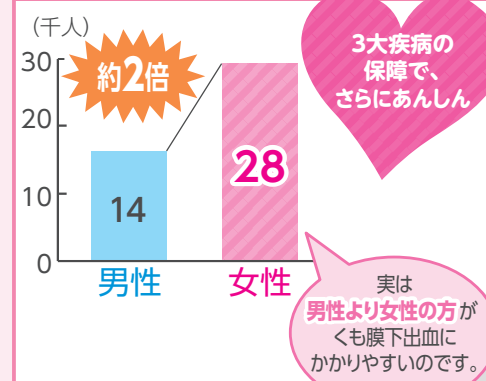
子宮筋腫の
年齢別総患者数



厚生労働省「平成29年 患者調査」

■女性も多い脳血管疾患!

くも膜下出血の患者数



厚生労働省「平成29年 患者調査」

女性特有の病気や
女性に多い病気さらに
3大疾病も
手厚く保障したい
あなたには

女性疾病保障特約

がおススメ!

詳しくは P.7 ~ P.8 へ。

メディカルKit Rの保障内容（特約）

特約名	保障内容	特約名	保障内容
特定悪性新生物保険金前払特約 （死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合のみ、特定疾病保険料払込免除特則と同時付加）	「死亡保険金をがんの治療に活用したい」 特約の保険料は不要 ● 所定の悪性新生物と診断確定された場合に、ご希望により将来の死亡保険金のお受取りに代えて、特定悪性新生物保険金をお受け取りいただけます。 ・ 所定の悪性新生物は以下のとおりです。 ● 悪性新生物の病期分類^(※)によりⅢ期またはⅣ期に分類されること ● 悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと ● 他の臓器に転移したこと ■ 標準治療がないか、標準治療が終了した、または標準治療の終了が見込まれる場合を含みます。標準治療の終了とは、医学的に効果が認められる一通りの標準治療をすべて受けたが、効果がなかったことをいいます。 ・ 指定保険金額は主契約の死亡保険金額内でご指定いただけます。お支払額は次のとおりです。 「主契約の死亡保険金額のうち指定した金額 × 請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合（91%～99%）」 （※）悪性新生物の病期分類とは、国際対がん連合（UICC）が発行する「TNM悪性腫瘍の分類第8版」において定められた病期分類をいいます。 死亡保険金額内でご指定 がんについて保障の開始まで90日の不担保期間（保障されない期間）があります。 保険期間 主契約と同じ	先進医療特約 保険期間・保険料払込期間 10年 ^(※)	「先進医療を受けたときの高額な医療費負担にそなえたい」 ● 公的医療保険制度における先進医療を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料と同額をお受け取りいただけます。 ・ 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。 療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。 （※）保険期間は10年で自動更新が可能です。ただし、更新後を含め、保険期間は90歳満了を上限とします。 通算 2,000万円
通院特約 保険期間・保険料払込期間 主契約と同じ	「入院前後の通院にそなえたい」 ● 主契約の入院給付金が支払われる入院の前後に通院されたときに通院給付金をお受け取りいただけます。 ● 対象となる期間は、入院前60日/退院後180日となりますが、3大疾病[がん（悪性新生物・上皮内新生物）、心疾患（高血圧性心疾患を除く）、脳血管疾患]の場合は、入院前60日/退院後730日となります。 ・ 支払限度日数は1入院30日、通算1,095日となります。 Aタイプ 日額 3,000円 Bタイプ 日額 6,000円	抗がん剤治療特約 保険期間・保険料払込期間 10年 ^(※)	「長期にわたり高額となりがちな抗がん剤治療にそなえたい」 ● がん（悪性新生物・上皮内新生物）の治療を目的として、公的医療保険制度の給付対象となる抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき、受けられた月ごとに治療給付金をお受け取りいただけます。 ・ 支払限度月数は通算60か月となります。 （※）保険期間は10年で自動更新が可能です。ただし、更新後を含め、保険期間は90歳満了を上限とします。 1か月ごと 10万円 がんについて保障の開始まで90日の不担保期間（保障されない期間）があります。
女性疾病保障特約 （初期入院保障特則付加）	「女性特有の病気や3大疾病を含む特定の病気に手厚くそなえたい」 ● 女性特有の病気や3大疾病[がん（悪性新生物・上皮内新生物）、心疾患（高血圧性心疾患を除く）、脳血管疾患]を含む特定の疾病で入院されたとき、主契約の疾病入院給付金と別にこの特約の入院給付金をお受け取りいただけます。 ・ 支払限度日数は1入院60日、通算1,095日となります。 ● この特約の対象となる1日以上9日以内の入院をされたときは、一律10日分の入院給付金をお受け取りいただけます（初期入院保障特則）。 ・ 初期入院保障特則の対象となる入院をされた場合は、日数に応じた給付金は重複してお支払いしません。 ● 乳房の悪性新生物で乳房を切除し、乳房再建手術を受けられたとき、乳房再建給付金を一時金でお受け取りいただけます。 ・ 支払限度回数は1乳房につき1回となります。なお、乳房再建給付金は、「女性疾病保障特約の入院給付日額×乳房再建給付金倍率（200倍）」となります。 日額 5,000円 乳房再建給付金は、がんについて保障の開始まで90日の不担保期間（保障されない期間）があります。 保険期間・保険料払込期間 主契約と同じ	重度5疾病・障害・重度介護保障特約 保険期間・保険料払込期間 被保険者年齢が 55歳までの場合65歳、 56歳以上の場合70歳	「就業不能や障害状態・要介護状態になったときにそなえたい」 ● 5疾病[がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全（「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるもの）]で働けなくなった場合や病気やケガで所定の障害状態・要介護状態となった場合に、毎月所定の給付金をお受け取りいただけます。 ・ お支払事由に該当した場合、その後、定期的にご申告いただくことなく、毎月給付金をお受け取りいただけます。 ・ 保険金のお受取方法として、一時支払等を選択することもできます。 ・ 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始期前を含みます）に罹患した悪性新生物により就業不能状態になったときは、保険金のお支払いはしません。また、その悪性新生物に罹患した後で新たに罹患した悪性新生物により就業不能状態になったときも、保険金のお支払いはしません。 月額 10万円 支払期間 2年 がんについて保障の開始まで90日の不担保期間（保障されない期間）があります。



●付加される特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。 ●特約の保険料は健康還付給付金の対象とはなりません。 ●特約の更新については、「重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）」をご覧ください。 ●法令により、お客さまの勤務先など

ん。一方で、特約部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金の減額の対象とはなりません。 によっては、ご加入いただけない場合や加入できる給付金額等が制限される場合があります。

保障内容について、9～10ページの「ご検討にあたりご注意ください」

および「重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご確認ください。

特約について 特約のお取扱いは、募集代理店によって異なり、以下の特約はお取り扱いしておりません。

特約の種類	特約の概要
悪性新生物 初回診断特約	初めて悪性新生物と診断確定されたときに診断保険金をお支払いします。
がん診断特約	初めて悪性新生物と診断確定された場合や再発・転移したとき、または初めて上皮内新生物と診断確定されたときに診断給付金をお支払いします。
がん特定治療 保障特約	がんで患者申出療養、評価療養(先進医療を除く)または所定の病院で自由診療を受けたときに、特定治療給付金をお支払いします。
特定治療支援特約	対象となる疾患[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全、糖尿病(所定の疾病を併発)]で支払事由に該当したときに給付金をお支払いします。
3大疾病入院支払日数 無制限特約	3大疾病[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]により、所定の入院をした場合に、主契約の疾病入院給付金の支払限度日数を超過してお支払いします。
手術給付金の追加払に 関する特約	所定の手術を受け、かつ主契約の手術給付金が支払われるときに特約手術給付金をお支払いします。
特定損傷一時金特約	不慮の事故により、事故の日から180日以内に骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けたときに特定損傷一時給付金をお支払いします。

*上記の特約以外でも、募集代理店によっては、一部の特約をお取り扱いしないことがあります。
*「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」の他の箇所では、上記を除く特約について記載しています。

ご検討にあたりご注意いただきたいこと

ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

①がんに関する不担保期間について

・次の特則・特約については、**主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間**とします。

特則・特約	不担保期間の取扱い
特定疾病保険料払込免除特則、 女性疾病保障特約(乳房再建給付金)、 重度5疾病・障害・重度介護保障特約	不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます)にがん(※1)に罹患した場合(※2)、 <u>がんによる保険金・給付金等の お支払いや保険料払込みの免除はいたしません。</u> (※3) この場合、不担保期間終了後に新たにがんに罹患されても、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いや保険料払込みの免除はいたしません。</u>
抗がん剤治療特約 特定悪性新生物保険金前払特約	不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。 不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます)にがん(※1)と診断確定された場合(※2)は、特約は無効となり、 <u>保険金・給付金等のお支払いはいたしません。</u>

(※1) 悪性新生物および上皮内新生物をいいます。ただし、特定疾病保険料払込免除特則、重度5疾病・障害・重度介護保障特約、女性疾病保障特約(乳房再建給付金)、特定悪性新生物保険金前払特約の場合、悪性新生物のみをいいます。

(※2) ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがん(※1)を除きます。

(※3) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、障害状態・要介護状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

・がんおよびその病期に関する診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、その他の所見を認めることがあります。

②健康還付給付金のお支払いについて

・支払対象年齢は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりとします。

被保険者の契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳
健康還付給付金の支払対象年齢	60歳	70歳	75歳	80歳

・健康還付給付金のお支払額は次の計算式により計算します。この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。

「既払込保険料相当額 － 入院給付金等の合計額」

・既払込保険料相当額は、「月払保険料相当額(※4)×健康還付給付金支払対象期間(※5)の月数(※6)」で計算します。

・入院給付金等の合計額は、健康還付給付金支払対象期間(※5)中の入院・手術・放射線治療に対して支払われる主契約の給付金の合計額とします。(各種特約の給付金等は含みません。)

(※4) 払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。(各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加せず、死亡保険金は担保しないものとして計算します。)

(※5) 健康還付給付金支払対象期間は次のとおりとします。

①健康還付給付金の支払対象年齢に 到達した場合	契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の 前日まで
②上記の支払対象年齢に到達する前に 保険料払込みの免除事由に該当した場合	契約日からその日を含めて保険料払込みの免除事由に該当した日まで

(※6) 1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。

・健康還付給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。

③保険金・給付金等の対象となる疾病について

・次の特則・特約において、お支払いや保険料払込みの免除の対象となる3大疾病は下表のとおりとします。(○:対象、×:対象外)

特則・特約	がん		心疾患		脳血管疾患	
	悪性新生物	上皮内新生物	急性心筋梗塞	左記以外(※7)	脳卒中	左記以外
特定疾病保険料払込免除特則	○	×	○	○	○	○
通院特約	○	○	○	○	○	○

(※7) 「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

・特定悪性新生物保険金前払特約および女性疾病保障特約(乳房再建給付金)のお支払いの対象となるがんは、悪性新生物です。

・がんおよびその病期に関する診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、その他の所見を認めることがあります。

・お支払いの対象となるがんは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。

・その他、対象となる疾病の詳細については、普通保険約款または特約条項の別表をご確認ください。

④疾病入院給付金・災害入院給付金について

・同一の疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。

・同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。

・疾病入院給付金と災害入院給付金のお支払事由が重複する場合、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は重複してお支払いしません。

⑤手術給付金・放射線治療給付金について

・手術給付金については、傷の処置や抜歯などお支払いの対象外となる手術や、お支払回数に制限がある場合があります。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。

・放射線治療給付金は、電磁波温熱療法を対象として含みます。対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。(血液照射は対象になりません。)また、お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、給付金が支払われる最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。

⑥保険料払込みの免除について

●以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

・病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき

・不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき

・特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合で、以下の①または②に該当したとき(対象となる疾病は⑧をご確認ください)

①初めて悪性新生物(※8)と診断確定されたとき

②心疾患(※8)または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術(※9)または継続20日以上入院治療を受けたとき

(※8) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。(※9)手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術を対象とします。

●主契約の保険料払込免除事由に該当したときは、特約の保険料のお払込みも免除されます。

⑦保険金・給付金のお支払事由等の変更について

・各種制度の改正等により保険金・給付金のお支払事由または保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、下表のとおり保険金・給付金のお支払事由または保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

変更事由	保険金・給付金のお支払事由を変更することがある主契約・特則・特約
公的医療保険制度等の改正 または医療技術・医療環境の変化	主契約の給付金(疾病入院給付金、災害入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金)、 特定疾病保険料払込免除特則、特定悪性新生物保険金前払特約、先進医療特約

⑧解約返戻金について

●基本保障・付加される特約・特定疾病保険料払込免除特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

●健康還付特則は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。

●解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・入院給付金等の支払額により異なります。

●ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
また、入院給付金等の支払額によっては解約返戻金が多くなる場合もあります。

●死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合、解約返戻金の額は、死亡保険金部分を含めて上記のとおりです。

●死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で被保険者が死亡された場合、解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

●健康還付特則・特定疾病保険料払込免除特則のみの解約はできません。 ●この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

⑨配当について

・この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

⑩保険金額・給付金額の設定額について

・被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、給付金額の上限までご加入できないことがあります。

⑪お取り扱いについて

・募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)を必ずお読みいただき、内容をご確認ください。